

個別注記表

〔 自 2020年 1月 1日
至 2020年 12月 31日 〕

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社出資金 …………… 移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ …………… 時価法によっております。

③ 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… 定率法を採用しております。但し、2016年4月以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。主な耐用年数は、建物附属設備15～18年、器具及び備品5～10年であります。

無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

④ 引当金の計上基準

退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務（自己都合退職による要支給額）を計上しております。

役員退職慰労引当金 …………… 役員に対する退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 消費税等の処理方法 …………… 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

⑥ ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法 …………… 繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段 …………… 為替予約

ヘッジ対象 …………… 外貨建債権

ヘッジ方針 …………… 社内管理規定に基づき、為替変動に対するリスクヘッジのため為替予約取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法 …………… ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	45,246 千円
関係会社に対する金銭債権債務	
売掛金	11,881,680 千円
買掛金	20,162,050 千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

営業収益(手数料収入)	594,306 千円
販売費及び一般管理費	124,222 千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 5,680,000 株

(2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年3月26日 定時株主総会	普通株式	18,176,000	3,200	2019年12月31日	2020年3月27日

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	133,630
役員退職慰労引当金	28,047
退職給付引当金	11,214
サジプロプラスチック加工技術訓練校経費	1,064,067
資産除却債務	8,267
その他	23,319
繰延税金資産小計	1,268,546 千円
評価性引当額	△ 32,389
繰延税金資産合計	1,236,157 千円

繰延税金負債

未収事業税	1,851
繰延税金負債合計	1,851 千円
繰延税金資産純額	<u>1,234,305 千円</u>

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

- ・当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等を利用し、資金調達については短期的な銀行借入によっております。
- ・売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規定に従って与信管理しております。

・関連会社シャルク社からの受取配当金については、為替変動リスクをヘッジするため、原則として為替予約を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載されている「⑥ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注)2参照）。

(千円)

科目	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	9,036,304	9,036,304	—
売掛金	14,653,043	14,653,043	—
未収入金	18,471	18,471	—
貸付金	11,800,000	11,800,000	—
買掛金	20,814,408	20,814,408	—
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(19,584)	(19,584)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

・現金及び預金、売掛金、未収入金、貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

・買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

・デリバティブ取引

これらの時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格によっております。

(注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

科目	貸借対照表計上額
関連会社出資金	51,472,853 千円

関連会社出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難とみとめられることから上表には含めておりません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) その他の関係会社

種類	会社等の名称	住所		資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業		議決権等の所有 (被所有) 割合
その他の 関係会社	三菱商事(株)	東京都千代田区		204,446 百万円	総合商社		(被所有) 直接33.34%
		関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
		役員の兼任等	事業上の関係				
		兼任3名	当社商品 の売上	手数料収入	594,306	売掛金	11,881,680
				仕入代金 の立替払い	53,230,199	-	-
-	-			買掛金	382,962		

取引条件及び取引条件の決定方針等

当社商品の販売については、価格その他の取引条件は一般的取引条件と同様に決定しております。

(2) 関連会社

種類	会社等の名称	住所		資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業		議決権等の所有 (被所有) 割合
関連会社	EASTERN PETROCHEMICAL COMPANY (シヤルク社)	サウジアラビア王国 アルジュバール市		18.9億 サウジリアル	ポリエチレン(PE)及び エチレングリコール(EG) の製造		(所有) 直接50%
		関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
		役員の兼任等	事業上の関係				
		兼任4名	同社製品 の仕入	回収代行	59,392,681	買掛金	19,779,088

取引条件及び取引条件の決定方針等

同社製品については、当社との共同出資者であるサビック社と当社で引き取っております。取引条件は、市場価格を勘案した上でサビック社と当社共に同一条件により決定しております。

(3) その他の関係会社の子会社

種類	会社等の名称	住所		資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業		議決権等の所有 (被所有) 割合
その他の 関係会社 の子会社	IVICT Europe GmbH	ドイツ デュッセルドルフ市		16,000千 ユーロ	総合商社		-
		関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
		役員の兼任等	事業上の関係				
		-	当社商品 の売上	手数料収入	7,956	売掛金	443,161
仕入代金 の立替払い	2,858,989			-	-		

取引条件及び取引条件の決定方針等

当社商品の販売については、価格その他の取引条件は一般的取引条件と同様に決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合		
その他の 関係会社 の子会社	三菱商事 フィナンシャル サービス(株)	東京都千代田区	2,680 百万円	三菱商事(株)及び 三菱商事グループ各社 からの財務・経理・ 審査業務受託、 グループファイナンス、 コンサルティング業務 他	-		
		関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
		役員の兼任等	事業上の関係				
-	当社資金 の運用	当社資金 の運用	11,292,307	貸付金	11,800,000		

取引条件及び取引条件の決定方針等
当社の資金運用については、市場金利等を勘案して決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額	11,920円 12銭
1株当たりの当期純利益	1,439円 63銭

9. 収益認識に関する注記

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)の適用に伴い、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しております。

ステップ1: 顧客との契約を識別する

ステップ2: 契約における履行義務を識別する

ステップ3: 取引価格を算定する

ステップ4: 取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5: 企業が履行義務の充足時に(または、充足するにつれて)収益を認識する

当社は、顧客との契約に含まれる別個の財またはサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しております。

履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行い、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で損益計算書に表示しており、特定された財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を手数料又は報酬の額若しくは対価の純額で損益計算書に表示しております。なお、本人と判断する指標として以下の3点を考慮しております。

- ・当社が、特定された財又はサービスを提供する約束の履行に対する主たる責任を有している。
- ・特定された財又はサービスが顧客に移転される前、又は顧客への特定された財又はサービスの移転の後に、当社が在庫リスクを有している。

- ・特定された財又はサービスの価格の設定において、当社に裁量権がある。

取引価格は、約束した財又はサービスの顧客への移転により当社が権利を得ると見込んでいる対価の金額です。

当社は、主に石油化学製品がその製造会社である他の当事者によって顧客に提供されるように手配する履行義務を負っており、当該履行義務の充足時点、すなわち製品が顧客に提供されるように手配が完了したと認められる時点で収益を認識しております。

10. その他の注記

売掛金残高及び買掛金残高には、それぞれ、当社による顧客の仕入代金の立替払い残高及び未払立替金残高が含まれております。